

ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託
公募型プロポーザル募集要項

風 間 浦 村

1 ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託の概要

(1) 業務の目的

本事業は、令和2年度まで取り組んできたゆかい村ホームページを核とした情報発信の強化による誘客促進に加え、ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージとして「稼げる地域づくり」を目標に掲げ、本州最北の温泉郷への誘客を促進することを目的とする。

(2) 業務の内容

本業務の内容については、次の事項に掲げるほか、別添「ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託仕様書(案)」の定めによります。

ア 業務の名称 ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託

イ 契約期間 契約日の翌日から令和4年3月25日まで

ウ 業務場所 風間浦村内

エ 役場所在地 風間浦村大字易国間字大川目28番地5

オ 委託上限額 3,841,200円(消費税及び地方消費税含む)

(3) 業務選定の趣旨

本業務については、専門的な知識、経験が必要で有るとともに、事業者によるサポート体制など総合的な技量が要求されるものであること。また、委託料の多寡のみにより事業者を選定するものでなく、事業者の企画力、実行力、経験等を適正に審査した上で、本業務の内容にもっとも適した事業者を選定することとします。

2 公募の条件

(1) 参加資格

参加の資格は、主たる事業所が青森県内にあり、宗教活動又は政治活動を主たる目的としていない事業者で、次のア及びイに掲げる事項を満たす事業者とします。

ア 市民活動、まちづくりやひとづくり活動などの業務実績を有する事業者。

イ 風間浦村の入札参加資格者名簿に登録されている事業者。

(2) 失格事項

参加申込書を提出してから受託者が決定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から外します。

ア 参加申込書又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認める場合

ウ 著しく信義に反する行為があった場合

(3) その他

参加申込者から企画提案書類の提出に係る費用は、全て事業者の負担とします。また、提出された書類は、返却しないものとします。

3 事業者選定

(1) スケジュール

内 容	期 間
募集の公表	令和3年4月9日(金)
参加申込書の提出期間	令和3年4月9日(金)～4月15日(木)
参加資格審査結果の通知 企画提案書類提出の要請	令和3年4月19日(月)
質問書の提出期間	令和3年4月9日(金)～4月15日(木)
質問回答の期限	令和3年4月19日(月)
企画提案書類の提出期間	令和3年4月19日(月)～4月26日(月)
審査会開催	令和3年4月下旬
選定結果の通知	令和3年4月下旬
契約手続き	令和3年4月下旬

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)・・・1部
- ② 事業者概要書(任意様式)・・・1部

※様式は自由で、本募集要項「2 公募の条件(1)参加資格 ア」の条件を満たすことがわかる内容としてください。

イ 受付期間及び時間

令和3年4月9日(金)～4月15日(木)

※持参の場合は、8時30分～17時までの間に受付(土・日、祝日は除く)

ウ 提出場所

〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28番地5

風間浦村役場 総務課

エ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、上記受付期間内必着。郵送した旨を連絡してください。)

オ 参加辞退

参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退書(様式2)を提出してください。

(3) 質問及び回答

本業務及び回答は、次により行うものとします。

ア 質 問

持参、電子メール、ファクシミリのうちいずれかにより受付。質問書(様式3)に質問の内容を簡潔に記載し、令和3年4月9日(金)～15日(木)までに下記宛に提出するものとします。

【質問書提出先】

〒 039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28番地5

風間浦村役場 総務課（産業建設課）

（電子メール） info@kazamaura.jp

（ファクシミリ） 0175-35-2403

イ 回 答

提出された全ての質問と、その回答については、令和3年4月19日（月）までに、参加資格を有することを認めた全ての事業者に電子メール又はファクシミリにより送付します。（質問者の情報は非公表）

(4) 企画提案書類提出

村から企画提案書類提出の要請を受けた事業者は、次に掲げる事項に基づき提出するものとします。

ア 提出書類

- ① ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託企画提案書類(様式4)……………1部
- ② 企画提案書……………10部
- ③ 事業費見積書……………10部(様式5)
- ④ 業務実績書……………10部(様式6)
- ⑤ 事業者概要書……………10部

※別添「ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託企画提案書作成要領」参照

イ 受付期間及び時間

令和3年4月19日（月）～4月26日（月）

持参の場合は、※持参の場合は、8時30分～17時までの間に受付（土・日、祝日は除く）

ウ 提出場所

〒039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28番地5

風間浦村役場 総務課

エ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、上記受付期間内必着。郵送した旨を連絡してください。）

オ その他留意事項

- ① 提出期間終了後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(5) 委託事業者の選定方法

事業者の選定にあたっては、村が「ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託事業者選定委員会」を設置し、イに定める審査方法に基づいて提案内容を審査し、結果を村長に報告するものとします。村長は、委員会の報告を踏まえて事業者を選定します。

ア 審査委員

選定委員は、役場管理職で組織します。

イ 審査方法

審査は、書類審査により行い(プレゼンテーションは行わない)、提出のあった企画提案の中から、最も点数の高い事業者を最優先事業者とし、村長に報告します。ただし、同点の場合にあっては、委員による協議の上、最優先事業者を決定します。

ウ 企画案の審査内容

別添「ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託事業者選定方針」によります。

エ 選定結果の公表

選定結果は、村ホームページにおいて公表します。

4 事業者選定後の手続き

(1) 見積書の提出

本業務受託者として選定された事業者は、村が指定する見積書を提出し、村が予め定める予定価格以下の金額で、契約額を決定します。

(2) 契約の締結

決定した契約額に基づき、契約を締結します。

履行期間は、契約の翌日から令和4年3月25日までとします。

5 資料等

- (1) ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託仕様書
- (2) 参加申込書(様式1)
- (3) 参加辞退書(様式2)
- (4) 質問書(様式3)
- (5) ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託企画提案提出書(様式4)
- (6) ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託企画提案書作成要領
- (7) ゆかい村再発見プロジェクトセカンドステージ業務委託事業者選定方針
- (8) 事業費見積書記載例(様式5)
- (9) 業務実績書(様式6)

6 問い合わせ

〒 039-4502 風間浦村大字易国間字大川目28番地5

風間浦村役場 総務課(産業建設課) tel 0175-35-2111 fax 0175-35-2403

電子メール info@kazamaura.jp